

日本乳房オンコプラスチックサージャリー学会 ホームページリンク設定に関する規約

第1章 総 則

(適 用)

第1条 日本乳房オンコプラスチックサージャリー学会ホームページ（以下、日本乳房オンコプラスチックサージャリー学会を“本学会”，日本乳房オンコプラスチックサージャリー学会ホームページを“学会ホームページ”とする）のリンクについては、この規約による。

(目 的)

第2条 学会ホームページと、公共性の高い機関や団体等のホームページとのリンク設定は、会員をはじめとする閲覧者の便宜を図り、本学会の活動に関する情報をより広く発信し、また、関係機関や団体の広報活動を支援することを目的とする。

第2章 学会ホームページへのリンク設定

(リンク許可の基準)

第3条 学会ホームページにリンク設定を行うホームページは、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 前条に定める目的に合致すること
- (2) 公的機関、公共性を有する団体、又は、その他、本学会が適当と認める団体のホームページであること

(リンク不許可の基準)

第4条 学会ホームページにリンク設定を行うホームページは、次の各号のいずれかに適合するものはリンクを認めない。

- (1) もっぱら、営利、政治、宗教、その他、学会ホームページとリンクすることがふさわしくない事項を目的とするもの
- (2) 掲載内容が、公序良俗に反する、又は、他者を誹謗中傷するもの
- (3) 科学的根拠のない記載及び誇張により、閲覧者に誤った情報を与えるもの
- (4) 学会ホームページにリンクすることにより、本学会と特別な関係があるように装ったり、リンクの設定自体を営利目的としたりするもの
- (5) 本学会の社会的信用を損ない、又は、本学会に経済的損失を生じさせるもの
- (6) その他、本学会が不適當と認めるもの

(リンク申請及び許可)

第5条 本規約に同意のうえ、学会ホームページへのリンクを希望する機関や団体のホームページの管理責任者（以下、“管理者”とする）は、本学会広報企画委員長（以下、“担当委員長”とする）に対し、次の各号により、申請することができる。

- (1) 申請は、郵送、ファクス、又は e-mail によること
 - (2) 機関又は団体の名称及び概要を明らかにすること
 - (3) 当該ホームページの掲載内容を提示すること（ホームページ URL の提示、又は、開設前である場合には、内容がわかる詳細な説明書等による）
 - (4) 管理者又はその代理人の連絡先（e-mail アドレス、電話、又はファクス）を明示すること
 - (5) 本規約への同意を明示すること
2. 担当委員長は、申請を受理したときは、前条の各号に照らし、リンク設定を許可することの可否を決定し、その結果を管理者に通知するものとする。
 3. 担当委員長は、前項の可否の決定に慎重な検討が必要と判断したときは、広報企画委員会（以下、“担当委員会”とする）の協議により可否を決定する。

（リンク設定上の留意事項）

第6条 前条に定める手続きにより、学会ホームページへのリンク設定を許可されたときは、管理者は、原則として、学会ホームページのトップページにリンク設定を行い、リンク先が学会ホームページであることを当該ホームページに明記しなければならない。

（リンクの解除）

第7条 学会ホームページへのリンク設定を許可されたホームページの内容等が変更され、第3条の各号に適合しなくなったとき、あるいは、第4条に適合すると判断された場合は、管理者は速やかに学会ホームページへのリンク設定を解除しなければならない。

2. 担当委員長は、学会ホームページへのリンク設定を許可したホームページが第3条の各号に適合しなくなったことを知ったとき、第4条の各号に該当すると判断したとき、又は、第3条と第4条の規定を満たさず、かつ、第5条に定める手続きを経ずに学会ホームページにリンク設定をしているホームページがあることを知ったときは、管理者に対し、直ちにリンク設定を解除するよう申し入れると同時に、そのことを担当委員会に報告するものとする。

第3章 学会ホームページからのリンク設定

（リンク基準）

第8条 学会ホームページからリンク設定を行うホームページは、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 第3条の各号に適合するものであること
- (2) 公的機関、若しくは、本学会に関連する学会、研究会のホームページであること

（リンク申請及び許可）

第9条 本規約に同意のうえ、学会ホームページからのリンク設定を希望する機関や団体等ホームページの管理者は、担当委員長に対し、次の各号により、申請することができる。

- (1) 郵送、ファクス、又は e-mail によること

- (2) 機関又は団体の名称及び概要を明らかにすること
 - (3) 当該ホームページの掲載内容を提示すること（ホームページ URL の提示）
 - (4) 管理者又はその代理人の連絡先（e-mail アドレス、電話、又はファクス）を明示すること
 - (5) 本規約への同意を明示すること
2. 担当委員長は、申請を受理したときは、前条各号の条件に照らし、当該ホームページが前条各号に明らかに違背していると判断した場合を除き、リンク設定の可否について、担当委員会の協議に付す。
 3. 担当委員会の協議に基づき、リンク設定を許可し、許可の決定がなされたときは、担当委員長は、速やかに学会ホームページから当該ホームページへのリンク設定を行う。
 4. 第2項において、担当委員長は、当該ホームページが前条各号に明らかに違背していると判断したときは、リンク設定を不可とし、担当委員会に速やかに報告する。
 5. リンク設定の可否いずれの場合にも、担当委員長は、速やかに管理者に結果を通知する。

（管理者の留意事項）

第10条 学会ホームページからリンク設定されたホームページの URL、当該機関又は団体の名称等、申請時に提示した事項に変更があったときは、管理者は、速やかに担当委員長に通知しなければならない。

（リンクの解除）

第11条 学会ホームページからリンク設定を行ったホームページの内容等が変更され、第7条の各号に適合しなくなったときは、管理者は、速やかに担当委員長に通知しなければならない。

2. 担当委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにリンク設定を解除すると同時に、第1号及び第2号による解除に際しては、そのことを担当委員会に報告するものとする。
 - (1) 前項の通知を受けたとき
 - (2) 当該ホームページが第7条の各号に適合しなくなったことを知ったとき
 - (3) 当該ホームページの URL が管理者からの事前の通知なく変更されたとき

第4章 学会ホームページの移動及び免責

（学会ホームページの移動）

第12条 本学会は、学会ホームページの URL を変更するときは、事前に学会ホームページに変更の通知を掲載して広報するものとし、管理者に対し、個別の通知は行わない。

（免責）

第13条 学会ホームページと他団体等のホームページのリンク又はリンクの不許可・解除等により、当該団体、当該団体ホームページ閲覧者、管理者及び第三者に何らかの損害が発生しても、学会は、いかなる責任も負わないものとする。

第5章 補 則

(理事会への報告)

第14条 担当委員長は、学会ホームページと他団体等のホームページのリンク状況について、適宜理事会に報告を行わなければならない。

(変 更)

第15条 この規約は、担当委員会の協議及び議決を経て、かつ、理事会の承認を受けて変更できるものとする。

附 則

この規則は、平成26年10月2日から施行する。